

第 1 5 8 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 4 月 1 8 日（木）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 4 月 1 8 日（木）午前 9 時 4 4 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 4 月 1 8 日（木）午前 1 1 時 0 3 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	原 始禧
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長 吉澤 史郎	参事 今村 正樹
	農地担当課長 竹田 了久	主幹 佐藤 孝司
	担当課長補佐 逢坂 篤之	主査 浦上 和彦
	農地担当係長 藤村 博之	副主査 安立 麻以子
	主事 森上 諒佑	

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 転用事業計画変更承認申請について
 - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
 - (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
 - (8) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告
- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について

(5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等 (1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子

10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第158回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

2番 ^{おおもり みやこ} 大森 美也子 委員、10番 ^{ゆきもと たいし} 雪本 泰嗣 委員をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

藤村係長 第1号議案につきましては、議案の訂正はありません。

今村参事 第2号議案につきましては、議案の訂正があります。

本日お配りしています「第158回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正」をご覧ください。2ページ3行目の「在4期目である。」を「在3期目である。」に訂正してください。以上です。

議 長 それでは申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安 立 1ページ1番、受人は、中区土田で社会福祉事業を営む法人で、申請地隣地で
副 主 査 ████████を運営していますが、社会福祉事業に使用する目的で使用貸借権を設定しようとするものです。

定款から社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人であることが確認でき、また、土地利用計画から取得後の農地を社会福祉事業に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められるため、農地法施行令第2条第1項第1号に該当し、例外的に許可が可能と考えます。

2番、増反による所有権移転です。受人は現在、約10アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番、増反による所有権移転です。受人は現在、約24アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

4番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、申請地は自宅に近接

しており、以前から渡人の了承のもと畑として耕作してきた土地であり、取得後も引き続き、家庭菜園として利用しようとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告願います。

原推進委員 1番から4番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 1ページ5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約22アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約4.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約38アール耕作しています。

4月16日の東区協議会で協議したところ、担当委員さんから、受人は赤磐市在住であり、農機具の運搬や保管場所、現耕作地（南区曾根）の状況、保有していない農機具（コンバイン）のリース先について、もう少し詳細に確認をしたいとの報告があり、各委員から更なる調査が必要との意見により、保留意見となっています。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約4.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、増反（受贈）による所有権移転です。受人は現在、約35アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、営農指導を受けながら、当面は農業機械をリースして取得農地を水田として利用し、その後、農地改良を行ったうえで普通野菜畑として利用し、将来的には品種や栽培面積を増やして出荷を目指そうとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たして

いると考えます。

1 1 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 2 7 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 2 番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、営農指導を受けながら、現在、耕作されていない自宅に隣接した農地を取得して、家庭菜園 及び 果樹畑として利用し、収穫量が安定してくれば、将来的には出荷を目指そうとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 ページ 1 3 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 3 8 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 2 9 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 5 番、増反 及び 借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約 1 . 5 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 6 番、借入地の取得 及び 増反による所有権移転です。受人は現在、約 2 . 4 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議 長
岡崎推進
委 員

東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

5 番から 1 6 番までの 1 2 件について審議した結果、事務局の説明のとおり 7 番については、再調査が必要との理由から保留意見、残る 1 1 件は許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長
串田委員
竹田課長
串田委員
竹田課長

協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

7 番について、申請書の「非耕作地なし」は、事務局で確認しているのか。

申請の段階で、申請人に確認している。

現地確認を事務局でも行ってくれないか。

全ては、労力的に難しい。所有農地等に問題がある受人については、事務局が事前に確認することもある。委員の調査の段階で何か問題等があれば、早めに指摘い

ただきたい。

- 串田委員 通作距離の長い受人や、疑義のある案件は、事前に情報が欲しい。
- 竹田課長 申請内容に疑義があれば、委員に情報を提供し共有しているが、今回の案件は、特に問題ないと判断した。
- 串田委員 職業の「会社役員」は疑いを持つ。
- 議長 それでは、申請等（１）は、１番から１６番のうち、７番を保留、残る１５件を許可と決定してよろしいか。
- 全員 よろしい。
- 議長 それでは、そのように決定します。
- 次に、申請等（２）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。
- 安立 ３ページ１番、申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。
- 副主査 受人は東区可知に事務所を置き、自動車整備業を営む法人です。中区兼基で自動車修理工場を建築するにあたり、車両の駐車スペースが不足しているため、自動車修理工場から近い申請地を取得し、露天駐車場として転用しようとするものです。
- 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- ２番、令和５年９月２０日付で農振除外済みの案件です。
- 申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で賃借権を設定します。現在、一時転用中の案件です。
- 受人は中区倉富で運送業を営む法人ですが、業務拡大により従業員及び大型車両の駐車場が不足したため、令和３年５月１２日付で、農地法第５条一時転用許可を受けています。現在まで露天駐車場として使用していますが、許可期間の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用するため永久転用許可を受けるものです。
- 農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。
- 議長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告願います。
- 原推進 １番、２番の２件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
- 委員 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
- 議長 ありません。
- 議長 次に、東区の説明をお願いします。
- 藤村係長 ３ページ３番、令和５年９月２０日付で農振除外済みの案件です。
- 申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は東区九幡に本社を置き、主に農業用機械を製造・販売している法人です。

事業拡大に伴い、既存事業所内の社員用 及び 業務用車両の駐車場部分に工場を増設する予定であることから、これらの駐車場が不足するため、事業所に隣接し、利便性の高い申請地に、露天駐車場を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、普通自動車154台、大型トレーラー6台、計160台分の駐車場とする計画から妥当な面積と判断されます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区西大寺中野の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり、家財道具の増加で手狭となったため、勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3ページ5番から4ページ12番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

5番、受人は現在、中区江並の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、申請人（妻）の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は現在、南区西市の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、申請人（妻）の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、中区桑野の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり、家財道具の増加で手狭となったため、申請人（妻）の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4ページ8番、受人現在、は東区大多羅町の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり、家財道具の増加で手狭となったため、現住居に近く生活環境を変えずに生活でき、また、申請人（妻）の実家への往来にも便利で、将来、両親の面倒を看ることができ、お互いに助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、北区青江一丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、実家への往来に便利で、将来、両親の面倒を看ることができ、お互いに助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、南区米倉の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり、家財道具の増加で手狭となったため、実家への往来に便利で、将来、両親の面倒を看ることができ、お互いに助け合って生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、倉敷市西坂^{にしざか}の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長と家財道具の増加で手狭となったため、妻の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

12番、受人は現在、東区益野町の借家に家族3人で居住していますが、家財道具の増加で手狭となったため、申請人（夫）の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

13番、申請地は農業振興地域内の農用地で、永久転用を目的とした露天資材置場としての一時転用です。許可期間は許可日から3年間です。

受人は、東区瀬戸町下^{しも}で総合建設業を営む法人ですが、事業拡大に伴い、既存の資材置場では不足するため、本社（既存事業所）から比較的近い申請地に賃借権を設定し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進委員 3番から13番までの11件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

串田委員 3番の申請地は、最初から2種農地なのか。

佐藤主幹 農用地です。

串田委員 国が例外許可を認めた事業により、農用地が除外されたと説明してほしい。

竹田課長 未来法の説明が漏れていました。

議長 それでは、申請等（2）は、1番から13番までの13件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

なお、2番、3番は、転用面積が3000平方メートルを超えていますので、4月30日の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、申請等（3）転用事業計画変更承認申請について審議します。事務局から

東区の説明をお願いします。

藤村係長 5 ページ 1 番、令和 5 年 4 月 1 8 日付 農地法第 5 条で現状回復を伴う一時転用許可済みの案件で、転用目的は岡山市発注「^{ゆげはいすいきじょう}弓削排水機場ポンプ整備改修工事」用の仮設事務所設置で、使用貸借権を設定しているものです。

当該工事の工期が延長となったため、一時転用期間の終期（終わり）を、当初の令和 6 年 4 月 3 0 日から令和 6 年 7 月 3 1 日に変更しようとするものです。期間以外の変更はありません。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 1 番の 1 件について審議した結果、事務局の説明のとおり承認意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（3）は、1 番の 1 件を承認と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等（4）所有権の移転、（5）利用権の設定、（6）利用権の移転、（7）利用権の設定及び^{てんたい}転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

安立 今回の利用集積計画について説明します。別冊議案をご覧ください。

副主査 申請等（4）の所有権の移転については、東区分で 1 ページ 1 番から 3 番までの 3 件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、農地の所有者から財団への所有権移転です。中区の案件はありません。

申請等（5）の利用権の設定については、中区は 2 ページ 1 番から 4 ページ 2 3 番までの 2 3 件、東区は 5 ページ 1 番から 7 0 ページ 5 8 4 番までの 5 8 4 件です。

申請等（6）の利用権の移転については、中区は 7 1 ページ 1 番の 1 件、東区は 7 2 ページ 1 番から 4 番までの 4 件です。現在の借受人（耕作者）の賃借権及び使用貸借権を、新たな借受人（耕作者）へ移すものです。契約期間は当初のままとなります。

申請等（7）の利用権の設定及び転貸については、中区は 7 3 ページ 1 番から 8 3 ページ 5 1 番までの 5 1 件、東区は 8 4 ページ 1 番から 1 1 7 ページ 1 3 7 番までの 1 3 7 件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

別にお配りしています利用集積集計表をご覧ください。申請等（4）所有権の移転を除く、申請等（5）、（6）、（7）を合計したものです。岡山市全体では計 1, 3 9 0 件、第二農業委員会分は 8 0 0 件で、中区が 7 5 件、瀬戸地区を除く東

区が643件、瀬戸地区が82件です。面積は、ご覧のとおりです。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)、(5)、(6)、(7)の岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(8)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

藤村係長 申請等(8)については、別冊ではなく元の議案の6ページ1番から8ページ12番までの12件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。9番については、あっせん等の希望があるため、内容を確認のうえ、担当の委員さんと協議します。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(8)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、1番から12番までの12件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

安立副主査 報告(1)農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、9ページ1番、2番の2件で、転用目的は露天駐車場2件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、10ページ1番から11ページ12番までの12件で、転用目的は露天駐車場3件、自己専用住宅2件、分譲住宅地等6件、共同住宅1棟建築1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、12ページ1番から13ページ8番までの8件です。解約理由は耕作目的が5件、転用目的が3件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、14ページ1番から3番までの3件で、内容は、農業用倉庫・農作業場・農業用車両置場1件、農業用通路1件、農業用機械倉庫1件です。

報告(5)農地改良届については、15ページ1番から5番までの5件です。内容は、普通野菜畑及び果樹園1件、普通野菜畑2件、果樹園2件です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。
続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 第2号議案について資料に従い説明。
(1) 令和6年度の事業計画(案)及び最適化活動目標設定等(案)について、承認された。

議 長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。

串田委員 白地になっている原因や理由を教えてください。

佐藤主幹 農振法ができて、農用地とするかどうかは、地元の意向を確認して、指定する、指定しないを決めたと聞いている。また、農用地除外は済んでいるが、転用していないというケースもある。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、代 理 者 お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。
これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前11時03分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員